

第4章 前期計画の主な取組状況と課題

第4章 前期計画の主な取組状況と課題

第1節 基本目標ごとの取組状況と課題

前期計画では、『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち 一茨木市』を基本理念として、3つの基本方針

- ・家庭と地域が一体となった子育て環境づくり
- ・仕事と子育てを両立できる環境づくり
- ・子どもが健康にのびのびと育つことのできる環境づくり

を柱に、5つの基本目標

1. すべての子育て家庭を支える環境づくり
2. 仕事と子育てを両立できる環境づくり
3. 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
4. 子どもを生子、育てやすい環境づくり
5. 安心して子育てができる環境づくり

のもと、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

前期計画における基本目標ごとの主要な取組状況・成果、市民のニーズや課題を総括すると、次のとおりです。

(1) すべての子育て家庭を支える環境づくり

【主な取組と成果】

子育て支援および児童虐待防止の総合的窓口「子育て支援総合センター」を設置し、親子交流の場や子育て負担感を軽減する講座や相談の充実を図っています。

センターでは、通院や保護者のリフレッシュ等を目的にした一時預かりを実施し、在宅で子育てしている保護者の育児負担の軽減を図っています。

また、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関するアドバイスや情報提供を行っているほか、産前・産後ホームヘルパー派遣事業を実施し、産前・産後、体調不良のため家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭等の子育て負担の軽減を図っています。

さらに、市のホームページに「子育て支援ウェブ／PAPAMAMAクラブ」サイトを設け、各種制度やイベント情報等を掲載し、子育て支援に関する情報提供の充実を図っています。

一方、子育てサークル等への支援のほか、子育て支援関係者のネットワーク構築に向けて取り組み、地域の活力を活かした子育て支援を推進しています。

【市民意向調査の主な結果】

子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じるかとの質問について、就学前児童の保護者の半数以上が「感じる」と回答しているものの、4割は「感じない」と答えています。

子育て支援サービスの認知度をみると、就学前児童の保護者は、いずれの項目についても半数以上が「知っている」と回答しています。一方、ショートステイやトワイライトステイについては、小学生の保護者では、8割が「知らない」と回答しています。必ずしも十分周知が図られていないサービスがみられます。

【課題】

地域の関係団体・機関と連携した相談支援体制の充実を図るとともに、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、つどいの広場など、地域における親子交流の場の利用促進を一層図る必要があります。また、子育て支援に関するさまざまなサービスを有効に活用してもらえよう、引き続き啓発・周知が必要です。

地域においては、育児サークルの育成・支援だけでなく、子育て経験者の知識や技術を継続的に生かし、子育て家庭を地域全体で支えることができるよう、子育て支援ネットワークの一層の強化が必要と思われます。

（2）仕事と子育ての両立ができる環境づくり

【主な取組と成果】

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりとともに、待機児童が増加傾向にありますが、私立保育園の新設・増築による定員の見直しや弾力化により、待機児童の解消に向けて取組を強化しています。

また、保護者の就労形態や就労曜日・時間の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育事業・休日保育事業等の保育サービスの充実に努めています。

【市民意向調査の主な結果】

今後の就労意向の高まりを背景に認可保育所に対する利用希望が高くなっています。また、共働き世帯で病児・病後児保育などへの潜在的ニーズも高い傾向がみられます。

父親が子どもと一緒に過ごす1日あたりの時間は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも「3時間未満」の割合が4割で、その時間で十分かとの問いに対し、いずれの保護者も6割が、「不十分」「あまり十分ではない」と回答しています。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変なことについて、就学前児童の保護者

のうち、6割を超える人が「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの世話をする人がいないこと」と回答し、ほぼ5人に1人が「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」と回答しています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られていると感じるかどうかについては、就学前児童の保護者の半数が、また、小学生の保護者の6割が肯定的な回答をしているものの、一方でワーク・ライフ・バランスが図れていない家庭も少なくありません。

【課題】

保育所定員に対する在籍率は常時100%を超え、待機児童も毎年発生している状況です。引き続き、保育所定員の確保に努めるとともに、病児・病後児保育、緊急時の保育サービスの充実など、共働き家庭が子育てと仕事を両立しやすい環境づくりが必要です。

また、男女が協働して子育てや家事などに取り組むとともに、すべての市民が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会となるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、その推進に向け、事業所の一層の理解と協力が必要です。

(3) 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

【主な取組と成果】

幼稚園での預かり保育の実施や、地域の3～5歳児の保護者を対象とした子育て相談の充実を図るなど、子育てに対する多様なニーズに対応した取組を推進しています。

小学校における総合的な放課後対策として、「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会事業）」と「放課後子ども教室推進事業」を連携させた「放課後子どもプラン」を実施し、地域住民の協力を得て学習・スポーツ・文化活動・地域住民との交流事業等を留守家庭児童会事業と連携して行っています。

【市民意向調査の主な結果】

小学校児童の保護者に対し、子どもは学校に行くのが楽しそうかとたずねたところ、「楽しそう」「すごく楽しそう」の割合が9割に達しています。

また、地域が子どもにとって自然、社会、文化などの体験をしやすい環境かどうかについては、「体験をしやすいとは思わない」が3割を占めています。「どちらでもない」を加えると、半数以上の保護者は否定的な態度となっています。また、地域の遊び場に対して、「満足していない」との回答は、就学前児童の保護者で4割、小学生の保護者では、半数を占めるまでに至っています。

一方、身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場として、6割近く

の保護者が「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場」を望んでいます。また、地域での子育て支援のために必要あるいは効果があると思われるものとして「放課後子ども教室事業」を挙げる保護者も6割を占めています。

【課題】

幼児期の保育・教育、学校教育においては、地域の特性やそれぞれの学校園の特色を生かした個性ある取組を引き続き推進するとともに、学校や幼稚園、保育所、子ども会など青少年健全育成団体が連携を図りながら、地域の子どもの健全育成活動の充実に力を合わせる必要があります。

また、地域の遊び場の充実に努める一方で、子どもや子育て家庭と地域住民との交流機会の拡充や地域行事への親子の積極的な関わりを通じ、ふだんから地域の人々に、地域の子どもの存在を認識してもらえよう、子育て家庭に対する地域の理解と協力が求められます。

（4）子どもを生み、育てやすい環境づくり

【主な取組と成果】

要保護児童対策地域協議会を設置し、子育て支援総合センターを中心に、適切な支援と啓発活動を実施し、児童虐待の早期発見と防止に取り組んでいます。

発達相談の増加に対応するため、児童デイサービス事業所「すくすく教室」の療育室等を増設し、発達障害のある乳幼児の療育指導と相談を充実しました。

【市民意向調査の主な結果】

就学前児童の保護者に対して、子育ては楽しいと感じるかどうかたずねたところ、保育サービス利用の有無にかかわらず、6割以上が「楽しいと感じることの方が多い」と回答しているのに対し、多少なりとも辛いと感じる保護者が3人に1人となっています。また、子どもに関する不安や悩みごとをみると、「自分の時間が十分取れないこと」や「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」などが5割前後を占め、子育てによるストレスや負担を感じている保護者は少なくありません。

就学前児童の保護者のうち4割程度が、このような子育ての辛さを解消するために「地域における子育て支援の充実」を望んでいます。

一方、子どもに関する悩みや不安として「病気や発育発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」などが多くなっています。

行政サービスへの要望では、「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が多くなっています。

【課題】

子育ては楽しいばかりでなく、辛さを感じることも少なくありません。子育てへの負担が原因で児童虐待に至ることがないように、保護者への適切な相談や指導を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関・団体の連携を強化し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた絶え間ない取組を推進していくことが必要です。

一方、保護者が子どもの発達に不安を抱くことがないように、相談支援を充実するとともに、発達障害があると思われる子どもへの早期段階での関わりが必要です。また、地域全体での支えの中、一人ひとりの状況やライフステージに応じた保育・教育・療育の各分野で適切かつ継続的な発達支援が行えるよう体制の充実に努めていくことが必要です。

また、地域で安心して医療を受けることができるよう、府と連携のもと、安定した医療が提供できる体制の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

(5) 安心して子育てができる環境づくり**【主な取組と成果】**

乳幼児医療費助成の対象を小学校2年生まで拡大し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図りました。

地域の安全確保の取組として、子どもの安全見守り隊（校区ボランティア巡視員）による組織的な見守り活動を推進するとともに、保護者や地域の安全協力者に対して不審者発見情報メールを配信し、子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりに努めました。

【市民意向調査の主な結果】

地域の子どもの遊び場について、就学前児童の保護者は「雨の日に遊べる場所がない」や「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」ことに対し、また、小学生の保護者は「雨の日に遊べる場所がない」や「思い切り遊ぶために十分な広さがない」ことに対し不満を感じています。

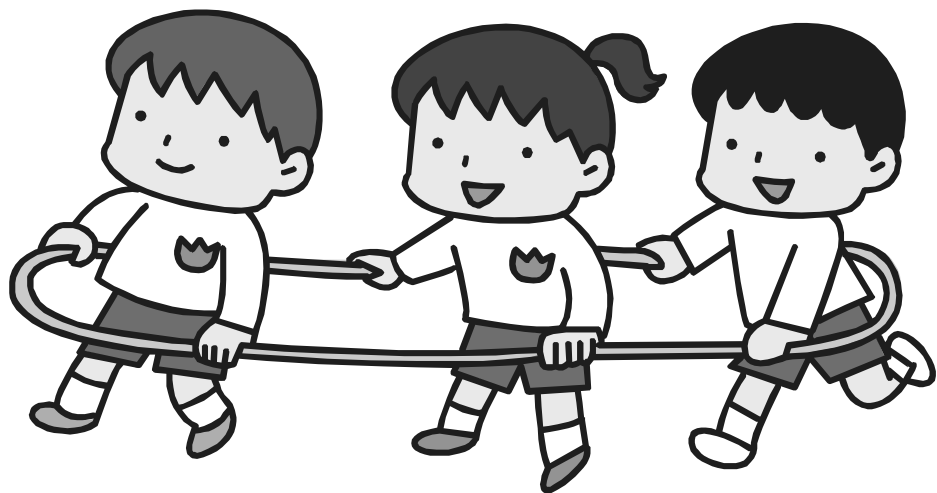
また、地域で子どもが巻き込まれる事故・犯罪が増加していると感じる保護者は就学前児童で4割、小学校児童で6割弱を占め、地域の安全性について不安を抱く保護者は少なくありません。

行政サービスへの要望としては、「子育て世帯への経済的援助の拡大（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」が上位を占めています。

【課題】

親子が気軽に、また、安全に安心して外出することができる環境づくりとして、子育てバリアフリーを関係機関との連携のもと引き続き推進していくことが必要です。

また、育児や養育にかかる経済的支援は少子化対策にとって重要課題の一つであり、引き続き取り組むことが求められます。



第2節 計画の数値目標の進捗状況

前期計画では、次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を目標事業量として定めています。そして、推進法においては、実施状況の公表と定期的な評価を行うことが定められています。

前期計画の目標事業量とその評価は次のとおりです。

(1) 定期的な保育等に関する事業

① 通常保育事業

通常保育事業は、保護者が日中就労等のため保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。

本事業については、平成19年度、平成20年度において、保育を希望する保護者の増加にあわせ、定員目標値の上方修正を行いました。その後、定員の見直しや施設の新設及び増設により定員増を行い、平成21年度は3,989人となりました。

一方、待機児童については、平成22年度以降も解消に至らないと予想されることから、後期計画においても認可保育所の定員拡充などに取り組む必要があります。

目標事業量	平成21年度末
定員3,969人	定員3,989人

② 延長保育事業

延長保育事業は、保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間（11時間）を超えて認可保育所で子どもを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施する事業です。本事業は、通常の閉所時間後、どれだけ延長するかという目標設定になっているため、全体で1時間延長している保育所の場合、通常保育時間前の30分、通常保育時間後の30分延長の場合では、通常保育時間後の1時間延長の対象とはなりません。

目標値としては、平成21年度中に通常保育時間後の1時間延長を14か所、2時間延長を4か所、3時間延長を1か所実施する方向で進めていましたが、平成21年度は1時間延長が13か所、2時間延長は5か所を実施し、後3時間は未実施という状況となっています。

なお、保育時間延長後の私立保育園の閉所時間は、午後7時が20園、午後7時半が1園、午後8時が2園、そして午後9時が3園となっています。

公立保育所では、12か所すべてにおいて、前後30分ずつ延長し、午前7時から

午後7時までの受け入れを行っています。

目標事業量	平成21年度末
後1時間延長 14か所	後1時間延長 13か所
後2時間延長 4か所	後2時間延長 5か所
後3時間延長 1か所	後3時間延長 0か所

③休日保育事業

休日保育事業は、就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施する事業です。

保護者の就労形態の多様化への対応として、平成21年8月から私立保育園1園において実施しています。

目標事業量	平成21年度末
1か所	1か所
定員6人	定員6人

④留守家庭児童会事業

留守家庭児童会事業は、保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生（低学年児童）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等において適切な遊びと生活の場を与える事業です。

子ども達の放課後生活にとって大切な事業で、実施か所数の目標値は30か所であり、現在、30か所で開設しています。

また、総定員は、目標値を上回り1,886人となっていますが、一部の教室では、定員を超えていることから、今後、定員超過教室を中心として、施設の状況を考慮して適切な定員の確保を図る必要があります。

目標事業量	平成21年度末
30か所	30か所
定員1,445人	定員1,886人

⑤子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）

トワイライトステイ事業は、就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に子どもを預かり、夕食や入浴の提供を行う事業です。

本事業は、目標値及び実績ともに、施設数が3か所、定員6人です。

一方、ショートステイ事業は、保護者が病気になった場合に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる事業です。

本事業は、目標値及び実績ともに、施設数が3か所、定員6人です。

	目標事業量	平成21年度末
トワイライトステイ事業	3か所 定員6人	3か所 定員6人
ショートステイ事業	3か所 定員6人	3か所 定員6人

（2）一時預かり保育等に関する事業

① 病後児保育事業（病後児対応型）

病後児保育事業（病後児対応型）は、病気回復期にある児童で、仕事や冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童を保育する事業です。

ニーズが高いといわれる本事業については、2か所、定員4人の目標値を掲げ、私立保育園2園において実施しています。しかし、事前登録や医師の診断書を必要とするなど、必ずしも利用勝手の良くない側面があり、今後は利用方法の見直しや事業周知に努めるなど利便性を高め、事業の継続が図れるよう取り組みます。

目標事業量	平成21年度末
2か所 定員4人	2か所 定員4人

② 一時保育事業

一時保育事業は、ふだん家庭において子どもを保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する事業です。

児童福祉法等の改正により、平成21年度から第2種社会福祉事業としての一時預かり事業に位置づけられるなど、事業のとらえ方が変更されています。

また、平成21年度から子育て支援総合センターにおいても一時預かり事業を開始していますが、家庭において一時的に養育を受けることが困難となった児童を一時的に預かることを目的とする各種事業との整合性をどのようにはかり、かつ、展開するか、大きな枠組を設定します。

目標事業量	平成21年度末
21か所	14か所

(3) 地域における子育て支援に関する事業

① ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う事業です。

本事業は、目標値として1か所開設としていますが、現在、子育て支援総合センターで実施し、幼稚園・学校の行事などで、子ども同伴で外出がしづらい時や、通院の時などに活用されています。

目標事業量	平成21年度末
1か所	1か所

② 地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業

地域子育て支援センター事業は、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

本事業は、現在、私立保育園で4か所、公立保育所で3か所、合計7か所で実施し、目標値は達成しています。

つどいの広場事業は、就学前児童（主に3歳未満児）をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

本事業は、14か所（おおむね中学校区ごとに1か所）を目標に掲げ、現在、12か所での実施となっています。

前期計画の策定時には、それぞれ個別の事業でしたが、現在は、地域子育て支援拠点事業のセンター型、ひろば型として、同じ事業に位置づけられており、いずれも就学前の乳幼児をもつ親が育児不安を解消したりリフレッシュするのに大きく貢献しています。

	目標事業量	平成21年度末
地域子育て支援センター事業	7か所	7か所
つどいの広場事業	14か所	12か所